

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 特別養護老人ホーム高槻荘
郡家・高槻荘ホームヘルパーステーション
家族代理サービス(介護保険外サービス)

重 要 事 項 説 明 書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている家族代理サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、家族代理サービスの提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 家族代理サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
代表者氏名	理事長 行松 英明
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府箕面市白島三丁目5番50号 電話 072-724-8166・ファックス番号 072-724-8165
法人設立年月日	昭和46年3月25日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	郡家・高槻荘ホームヘルパーステーション
介護保険指定事業所番号	大阪府指定 第 2770900765 号
事業所所在地	大阪府高槻市郡家新町 48 番 7 号
連絡先 相談担当者名	(電話番号)072-682-6690 (ファックス番号)072-686-6011 (管理者)加藤 弘明
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪府高槻市、茨木市、島本町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な家族代理サービスの提供を確保します。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、介護保険等の制度では賄えない生活援助等必要な支援を行います。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	日曜日から土曜日
営業時間	午前9時15分から午後6時

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	日曜日から土曜日
サービス提供時間	上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(5)事業所の職員体制

管理者	加藤 弘明
-----	-------

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
生活援助サービス等	買物	必要な物品の買い物
	調理	食事の用意
	掃除	居室の掃除やゴミ出し、整理整頓
	洗濯	衣類等の洗濯を行います。
	その他	身体介助をともなわない見守り、通院付き添い、外出付き添い、衣類の衣替え
重労働サービス等	掃除	野外掃除、大掃除(大きな粗大ゴミの廃棄など)
	その他	草抜き、庭(植木)の手入れ、床のワックス掛け、その他重労働等 身体介助をともなう(見守り、通院付き添い、外出付き添い、衣類の衣替え等)

(2) サポーターの禁止行為

サポーターはサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料について

(ア)当該事業所登録者の利用料金

高槻荘で訪問介護・障がいサービスを利用されている方の場合

作業内容	20分の利用料
生活援助サービス等	700円
重労働サービス等	900円

※20分単位でのサービス利用が可能です。

※20分未満は20分に切り上げます。

(イ)一般の方の利用料金

高槻荘で訪問介護・障がいサービスを利用されていない方の場合

作業内容	60分の利用料	延長20分単位
生活援助サービス等	2,100円	700円
重労働サービス等	2,700円	900円

※1回60分以上のサービス提供になります。サービスの提供が60分未満であっても基本60分の利用料金をいただきます。

※60分以後の延長時間においては、20分単位で利用が可能です。

(ウ)当該事業所登録者及び一般の方における共通の利用料金

※サポート一人の場合の金額です。

※派遣に要する費用として、サポート一人1回につき100円(交通費相当)を頂きます。

※年末年始(12月29日から1月3日)の派遣には、サポート一人1回につき200円を加算します。

※サービスの提供に要する水道光熱費及び外出時におけるサポートの交通費、旅行代金、入場料・参加費等は別途ご負担いただきます。

※サービスや作業完了の確認が出来ないご依頼は、お断りさせて頂く場合があります。

※料金のお支払いについて、利用料及びその他経費の支払いは指定口座からの自動振替になります。

※対応出来るサポートが確保できない場合や、ご依頼内容が困難であると判断した際は、お断りさせて頂く場合があります。

4 担当するサポート等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当するサポート等の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名	加藤 弘明
	連絡先電話番号	072-682-6690
	同ファックス番号	072-686-6011
	受付日及び受付時間	日曜日から土曜日 午前9時15分から午後6時

※担当するサポート等の変更に関しては、利用者ご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などによりご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	特別養護老人ホーム高槻荘 荘長 宇津木 久志
-------------	---------------------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 事業者及び事業者の使用者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

7 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医: 氏名

所属医療機関名等

所在地

電話番号(勤務先及び携帯)

家族等連絡先: 氏名

続柄

住所

電話番号(自宅、勤務先及び携帯)

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する家族代理サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する家族代理サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	福祉事業者賠償責任保険

9 身分証携行義務

センター等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 心身の状況の把握

家族代理サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

11 サービス提供の記録

- (1) 家族代理サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 家族代理サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

12 衛生管理等

(1) サポーター等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

13 その他の費用

① キャンセル料	予定日当日の取り消しの場合は、予定利用料の半額をお支払いいただきます。
② サービス提供に当たり必要となるその他費用 (利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用)	サービスの提供に要する水道光熱費及び外出時におけるサポートーの交通費、旅行代金、入場料・参加費等は別途ご負担いただきます。

14 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した家族代理サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 郡家・高槻荘 ホームヘルパーステーション 家族代理サービス	所 在 地 高槻市郡家新町 48 番 7 号 電話番号 072-682-6690 ファックス番号 072-686-6011 受付時間 日曜日から土曜日の 午前 9 時 15 分から午後 6 時 00 分 苦情解決責任者 特別養護老人ホーム高槻荘 荘長 宇津木 久志 苦情受付担当者 管理者 加藤 弘明
--	---

15 重要事項説明の年月日

上記内容について、「家族代理サービス」の提供について、利用者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日

事 業 者	所 在 地	大阪府箕面市白島三丁目5番50号
	法 人 名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
	代 表 者 名	理事長 行 松 英 明
	事 業 所 名	郡家・高槻荘ホームヘルパーステーション 家族代理サービス(介護保険外サービス)
	管理 者	加藤 弘明
	説明者氏名	

事業者から上記内容の説明を確かに受けました。

利 用 者	住 所	
	氏 名	

代 理 人	住 所	
	氏 名	